

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例（平成9年滋賀県条例第42号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧							新						
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 ホール等							本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 ホール等						
区分			金額				区分			金額			
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
大ホール	入場料を徴収しない場合および入場料の最高額が3,000円以下の場合（以下「入場料を徴収しない場合等」という。）	平 日	円	円	円	円	大ホール	入場料を徴収しない場合および入場料の最高額が3,000円以下の場合（以下「入場料を徴収しない場合等」という。）	平 日	円	円	円	
		休日等	<u>114,500</u>	<u>229,300</u>	<u>254,600</u>	<u>509,400</u>			平 日	<u>120,200</u>	<u>240,800</u>	<u>267,300</u>	<u>534,900</u>
			<u>165,600</u>	<u>305,600</u>	<u>356,600</u>	<u>713,100</u>			休日等	<u>173,900</u>	<u>320,900</u>	<u>374,400</u>	<u>748,800</u>
	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平 日	<u>165,600</u>	<u>305,600</u>	<u>356,600</u>	<u>713,100</u>	中ホール	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平 日	<u>173,900</u>	<u>320,900</u>	<u>374,400</u>	<u>748,800</u>
		休日等	<u>229,300</u>	<u>445,700</u>	<u>509,400</u>	<u>1,018,800</u>			休日等	<u>240,800</u>	<u>468,000</u>	<u>534,900</u>	<u>1,069,700</u>
中ホール	入場料を徴収しない場合等	平 日	<u>50,900</u>	<u>101,900</u>	<u>114,500</u>	<u>229,300</u>	中ホール	入場料を徴収しない場合等	平 日	<u>53,400</u>	<u>107,000</u>	<u>120,200</u>	<u>240,800</u>
		休日等	<u>76,500</u>	<u>152,800</u>	<u>178,400</u>	<u>343,800</u>			休日等	<u>80,300</u>	<u>160,400</u>	<u>187,300</u>	<u>361,000</u>
	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平 日	<u>76,500</u>	<u>152,800</u>	<u>178,400</u>	<u>343,800</u>	小ホール	入場料を徴収しない場合等	平 日	<u>80,300</u>	<u>160,400</u>	<u>187,300</u>	<u>361,000</u>
		休日等	<u>114,500</u>	<u>229,300</u>	<u>267,400</u>	<u>509,400</u>			休日等	<u>120,200</u>	<u>240,800</u>	<u>280,800</u>	<u>534,900</u>
小ホール	入場料を徴収しない場合等	平 日	<u>16,700</u>	<u>33,200</u>	<u>38,200</u>	<u>76,500</u>	入場料を徴収しない場合等	平 日	<u>17,500</u>	<u>34,900</u>	<u>40,100</u>	<u>80,300</u>	
		休日等	<u>25,600</u>	<u>49,700</u>	<u>57,400</u>	<u>114,500</u>		休日等	<u>26,900</u>	<u>52,200</u>	<u>60,300</u>	<u>120,200</u>	

入場料の最高額が3,000円を超える場合	平 日	<u>25,600</u>	<u>49,700</u>	<u>57,400</u>	<u>114,500</u>
	休日等	<u>38,200</u>	<u>73,800</u>	<u>86,600</u>	<u>165,600</u>
リハーサル室	平 日	<u>9,000</u>	<u>16,700</u>	<u>19,100</u>	<u>38,200</u>
	休日等	<u>12,700</u>	<u>24,300</u>	<u>29,300</u>	<u>57,400</u>
練習室 1		<u>1,910</u>	<u>3,820</u>	<u>4,460</u>	<u>8,920</u>
練習室 2		<u>1,160</u>	<u>2,170</u>	<u>2,560</u>	<u>5,090</u>
練習室 3		<u>1,530</u>	<u>3,060</u>	<u>3,570</u>	<u>7,020</u>
研修室		<u>15,250</u>	<u>19,180</u>	<u>25,530</u>	<u>54,860</u>

注 省略

2・3 省略

入場料の最高額が3,000円を超える場合	平 日	<u>26,900</u>	<u>52,200</u>	<u>60,300</u>	<u>120,200</u>
	休日等	<u>40,100</u>	<u>77,500</u>	<u>90,900</u>	<u>173,900</u>
リハーサル室	平 日	<u>9,500</u>	<u>17,500</u>	<u>20,100</u>	<u>40,100</u>
	休日等	<u>13,300</u>	<u>25,500</u>	<u>30,800</u>	<u>60,300</u>
練習室 1		<u>2,010</u>	<u>4,010</u>	<u>4,680</u>	<u>9,370</u>
練習室 2		<u>1,220</u>	<u>2,280</u>	<u>2,690</u>	<u>5,340</u>
練習室 3		<u>1,610</u>	<u>3,210</u>	<u>3,750</u>	<u>7,370</u>
研修室		<u>16,010</u>	<u>20,140</u>	<u>26,810</u>	<u>57,600</u>

注 省略

2・3 省略

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

案要綱

1 改正の理由

滋賀県希望が丘文化公園について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、一定の者が陸上競技場、草野球場またはスポーツ会館の体育室を個人使用する場合の使用料および利用料金を減額するため、滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第53号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県内に居住する65歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者が陸上競技場、草野球場またはスポーツ会館の体育室を個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとします。（第1条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第2条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係）	本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係）
1 スポーツ施設 (1)・(2) 省略 注1 省略 2 省略 (新設)	1 スポーツ施設 (1)・(2) 省略 注1 省略 2 省略 <u>3 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者が陸上競技場、草野球場またはスポーツ会館の体育室を個人使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</u>
<u>3～9</u> 省略 2 省略 3 駐車場 省略	<u>4～10</u> 省略 2 省略 3 駐車場 省略
注 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の障害（同号に規定する障害をいう。）がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあつては、無料とする。	注 障害者（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の障害（障害者基本法第2条第1号に規定する障害をいう。）がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあつては、無料とする。

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧				新						
本則・付則 省略				本則・付則 省略						
別表（第4条、第5条、第14条関係）				別表（第4条、第5条、第14条関係）						
1 スポーツ施設				1 スポーツ施設						
(1) 貸切り使用				(1) 貸切り使用						
区分	金額			区分	金額					
	午前	午後			午前	午後				
午前9時から午後 零時30分まで		午後1時から午後 5時まで		午前9時から午後 零時30分まで		午後1時から午後 5時まで				
陸上競技場		円	円		円	円				
		6,000	10,190		6,300	10,700				
野球場		4,900	6,350		5,150	6,670				
ソフトボール場		3,170	5,150		3,330	5,410				
草野球場		3,170	5,150		3,330	5,410				
球技場		3,440	5,570		3,610	5,850				
スポーツ会館	体育室	5,400	7,940		5,670	8,340				
	多目的室	1,850	2,370		1,940	2,490				
	会議室	500	850		530	890				
	卓球場	円 1台1時間につき			円 1台1時間につき		480			
	更衣室	1回につき	460		1回につき	480				
テニスコート	屋外コート	1面2時間につき	1,450		1面2時間につき	1,520				
	屋内コート	同	2,680		同	2,810				
ピクニックランド	かまどあり	1サイトにつき	860		かまどあり	900				
	かまどなし	同	780		同	820				
(2) 個人使用				(2) 個人使用						
区分	金額			区分	金額					

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	その他の者	
陸上競技場	円 1人1回につき <u>260</u>	円 1人1回につき <u>320</u>	円 1人1回につき <u>460</u>
草野球場	同 <u>260</u>	同 <u>320</u>	同 <u>460</u>
スポーツ会館	体育室 1人2時間につき <u>260</u>	1人2時間につき <u>410</u>	1人2時間につき <u>580</u>

注1 省略

2～7 省略

8 テニスコートの屋内コートをテニス以外の目的で使用する場合は、1面2時間につき6,690円とする。

9・10 省略

2 自転車

1回（2時間以内）につき510円とし、その利用時間が2時間を超える場合は、その超える時間1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき140円を加算した額とする。ただし、小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童またはこれに準ずる者については、半額とする。

3 省略

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	その他の者	
陸上競技場	円 1人1回につき <u>270</u>	円 1人1回につき <u>340</u>	円 1人1回につき <u>480</u>
草野球場	同 <u>270</u>	同 <u>340</u>	同 <u>480</u>
スポーツ会館	体育室 1人2時間につき <u>270</u>	1人2時間につき <u>430</u>	1人2時間につき <u>610</u>

注1 省略

2～7 省略

8 テニスコートの屋内コートをテニス以外の目的で使用する場合は、1面2時間につき7,020円とする。

9・10 省略

2 自転車

1回（2時間以内）につき540円とし、その利用時間が2時間を超える場合は、その超える時間1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき150円を加算した額とする。ただし、小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童またはこれに準ずる者については、半額とする。

3 省略

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立青少年宿泊研修所について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、宿泊に係る使用料および利用料金を減額する対象者を拡大するため、滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第58号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の宿泊のために介護を行う者について、宿泊に係る使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとします。（第1条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第2条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 省略	本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 省略
注1 省略 2 65歳以上の <u>者</u> および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）の宿泊については、この表に定める額の5割に相当する額とする。	注1 省略 2 65歳以上の <u>者</u> 、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。 <u>以下同じ。</u> ）および障害者の宿泊のために介護を行う者の宿泊については、この表に定める額の5割に相当する額とする。
3～7 省略	3～7 省略

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧		新	
本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表（第5条、第14条関係）		別表（第5条、第14条関係）	
区分	金額	区分	金額
研修室 大研修室	円 1時間につき 1,130	研修室 大研修室	円 1時間につき 1,190
中研修室	同 640	中研修室	同 670
小研修室	同 490	小研修室	同 510
特別会議室	同 1,350	特別会議室	同 1,420
会議室	同 490	会議室	同 510
小会議室	同 280	小会議室	同 290
音楽室	同 560	音楽室	同 590
視聴覚室	同 560	視聴覚室	同 590
和室（大）	同 710	和室（大）	同 750
和室（中）	同 640	和室（中）	同 670
和室（小）	同 560	和室（小）	同 590
多目的ホール	同 490	多目的ホール	同 510
クラフト室	同 990	クラフト室	同 1,040
大ホール	同 1,560	大ホール	同 1,640
宿泊室 小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき 660	宿泊室 小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき 690
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者または25歳未満の青少年（児童等を除く。）	同 860	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者または25歳未満の青少年（児童等を除く。）	同 900
その他の者	同 1,120	その他の者	同 1,180

注 省略

注 省略

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立文化産業交流会館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和 63 年滋賀県条例第 26 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧						新									
本則・付則 省略 別表（第7条、第16条関係） 1 イベントホール等						本則・付則 省略 別表（第7条、第16条関係） 1 イベントホール等									
区分		金額					区分		金額						
		午前	午後	夜間	午後・夜間	全日			午前	午後	夜間	午後・夜間	全日		
イ ベ ン ト ホ ー ル	入場料ま たはこれ に類する もの（以 下「入場 料等」と いう。） を徴収す	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	円 <u>47,600</u>	円 <u>83,400</u>	円 <u>100,500</u>	円 <u>165,400</u>	円 <u>213,000</u>	イ ベ ン ト ホ ー ル	入場料ま たはこれ に類する もの（以 下「入場 料等」と いう。） を徴収す	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	円 <u>50,000</u>	円 <u>87,600</u>	円 <u>105,500</u>	円 <u>173,700</u>	円 <u>223,700</u>
		入場料等 の額が 1,000円	円 <u>41,000</u>	円 <u>72,700</u>	円 <u>87,200</u>	円 <u>142,900</u>	円 <u>183,900</u>			入場料等 の額が 1,000円	円 <u>43,100</u>	円 <u>76,300</u>	円 <u>91,600</u>	円 <u>150,000</u>	円 <u>193,100</u>

る場合	以下の場 合								
入場料等 を徴収し ない場合	展示会場 に使用す る場合	1日につき	55,600円						
	その他の 場合	31,800	55,700	67,500	109,800	141,600			
小 劇 を徴収す 場	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	11,200	17,200	23,700	37,100	48,300			
	入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	9,900	14,500	21,200	31,900	41,800			
	入場料等を徴収しな い場合	7,800	11,300	15,900	23,700	31,500			
練 習 を徴収す 室 1	入場料等 の額が 1,000円 を超える	11,870	11,870	11,870	21,820	33,690			
る場合	以下の場 合								
入場料等 を徴収し ない場合	展示会場 に使用す る場合	1日につき	58,400円						
	その他の 場合	33,400	58,500	70,900	115,300	148,700			
小 劇 を徴収す 場	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	11,800	18,100	24,900	39,000	50,700			
	入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	10,400	15,200	22,300	33,500	43,900			
	入場料等を徴収しな い場合	8,200	11,900	16,700	24,900	33,100			
練 習 を徴収す 室 1	入場料等 の額が 1,000円 を超える	12,460	12,460	12,460	22,910	35,370			

	場合				
	入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	<u>10,330</u>	<u>10,330</u>	<u>10,330</u>	<u>18,920</u>
	入場料等を徴収しな い場合	<u>7,940</u>	<u>7,940</u>	<u>7,940</u>	<u>14,560</u>
練 習 を 徴 収 す る 場 合	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	<u>7,120</u>	<u>7,120</u>	<u>7,120</u>	<u>11,710</u>
2	入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	<u>6,190</u>	<u>6,190</u>	<u>6,190</u>	<u>10,160</u>
	入場料等を徴収しな い場合	<u>4,760</u>	<u>4,760</u>	<u>4,760</u>	<u>7,810</u>
第 1	入場料等 を徴収す る場合	<u>11,870</u>	<u>11,870</u>	<u>11,870</u>	<u>21,820</u>
	入場料等 の額が 1,000円				<u>33,690</u>

場合						
入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合		10,850	10,850	10,850	19,870	30,710
入場料等を徴収しな い場合		8,340	8,340	8,340	15,290	23,630
練習を徴収す 室る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	7,480	7,480	7,480	12,300	19,770
2	入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	6,500	6,500	6,500	10,670	17,170
	入場料等を徴収しな い場合	5,000	5,000	5,000	8,200	13,200
第1会	入場料等 の額が 1,000円	12,460	12,460	12,460	22,910	35,370

議 室	議 室	を超える 場合									
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	10,330	10,330	10,330	18,920	29,250				
		入場料等を徴収しな い場合	7,940	7,940	7,940	14,560	22,500				
		第1 会 議 室	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	7,120	7,120	7,120	11,710	18,830			
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	6,190	6,190	6,190	10,160	16,350				
		入場料等を徴収しな い場合	4,760	4,760	4,760	7,810	12,570				
		第2 会 議 室	入場料等 の額が	1,650	1,650	1,650	2,720	4,370			
議 室	議 室	を超える 場合									
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	10,850	10,850	10,850	19,870	30,710				
		入場料等を徴収しな い場合	8,340	8,340	8,340	15,290	23,630				
		第2 会 議 室	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	7,480	7,480	7,480	12,300	19,770			
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	6,500	6,500	6,500	10,670	17,170				
議 室	議 室	入場料等を徴収しな い場合	5,000	5,000	5,000	8,200	13,200				
		第3 会 議 室	入場料等 の額が	1,730	1,730	1,730	2,860	4,590			

会 議 室	る場合	1,000円 を超える 場合										
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	1,430	1,430	1,430	2,350	3,780					
		入場料等を徴収しな い場合	1,110	1,110	1,110	1,800	2,910					
		第 4 入場料等 を徴収す る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	1,860	1,860	1,860	3,060	4,920				
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	1,610	1,610	1,610	2,640	4,250					
		入場料等を徴収しな い場合	1,240	1,240	1,240	2,030	3,270					
第 入場料等	入場料等	3,690	3,690	3,690	6,070	9,760						
会 議 室	る場合	1,000円 を超える 場合										
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	1,500	1,500	1,500	2,470	3,970					
		入場料等を徴収しな い場合	1,170	1,170	1,170	1,890	3,060					
		第 4 入場料等 を徴収す る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	1,950	1,950	1,950	3,210	5,170				
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	1,690	1,690	1,690	2,770	4,460					
		入場料等を徴収しな い場合	1,300	1,300	1,300	2,130	3,430					
第 入場料等	入場料等	3,870	3,870	3,870	6,370	10,250						

議 室	5を徴収す る場合	の額が 1,000円 を超える 場合													
			入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	3,200	3,200	3,200	5,260	8,460							
			入場料等を徴収しな い場合	2,460	2,460	2,460	4,050	6,510							
議 室	5を徴収す る場合	の額が 1,000円 を超える 場合													
			入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	3,360	3,360	3,360	5,520	8,880							
			入場料等を徴収しな い場合	2,580	2,580	2,580	4,250	6,840							
注 省略															
2 省略															

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立希望が丘野外活動センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、キャンプ施設およびロッジの使用料および利用料金を減額する対象者を拡大するため、滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第31号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の使用のために介護を行う者について、キャンプ施設およびロッジの使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとします。（第1条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第2条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第5条、第14条関係）</p> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 県内に居住する65歳以上の<u>者</u>および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）<u>が</u>キャンプ施設およびロッジを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</p> <p>3～6 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第5条、第14条関係）</p> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 県内に居住する65歳以上の<u>者</u>、<u>障害者</u>（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。<u>以下同じ。</u>）<u>および</u>障害者の使用のために介護を行う者がキャンプ施設およびロッジを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</p> <p>3～6 省略</p>

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧		新	
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係）		本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係）	
区分	金額	区分	金額
キャンプ施設	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき <u>430</u>	円 1人1泊につき <u>450</u>
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）	同 <u>490</u>	同 <u>510</u>
	その他の者	同 <u>710</u>	同 <u>750</u>
会議室	1時間につき <u>310</u>	会議室	1時間につき <u>330</u>
多目的室	同 <u>640</u>	多目的室	同 <u>670</u>
集会室	同 <u>400</u>	集会室	同 <u>420</u>
クラフト室	同 <u>310</u>	クラフト室	同 <u>330</u>

ロッジ	児童等	1人1泊につき <u>490</u>
	生徒等または25歳未満の青少年	同 <u>710</u>
	その他の者	同 <u>1,130</u>

注 省略

ロッジ	児童等	1人1泊につき <u>510</u>
	生徒等または25歳未満の青少年	同 <u>750</u>
	その他の者	同 <u>1,190</u>

注 省略